

令和元年(行ウ)第275号 環境影響評価書確定通知取消請求事件
原告 鈴木陸郎 外44名
被告 国

証 拠 説 明 書

(甲1～甲3号証)

2019年(令和元年)6月21日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 小島 延夫
弁護士 久保田 明人
弁護士 千葉 恒久
弁護士 森 詩絵里
弁護士 呉 東正彦
弁護士 長谷川 宰
弁護士 浅岡 美恵

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨
甲1	「(仮称)横須賀火力 発電所新1・2号機建設 計画環境影響評価書に 係る確定通知について」 と題する文書	2019/5/9 (確定通知は 2018/11/30)	経済産業大臣世 耕弘成	経済産業大臣が株式会社JERAに対 し、2018年11月30日に、本件評価書 について確定通知をしたこと。
甲2	火力発電所リブレース に係る環境影響評価手 法の合理化に関するガ イドライン	2012/3 2013/3改訂	環境省	リブレースガイドラインにおける趣旨、 適用対象事業、環境アセス手法の簡易 化及び省略の内容。 特に、リブレース案件における環境ア セス簡略化の趣旨が、リブレースの場 合は環境影響が限定的で、かつ、環境 負荷の低減が図られることが多いため であること(1頁)。
甲3	発電所設置の際の環境 アセスメントの迅速化等 に関する連絡会議中間 報告	2012/11/27	環境省 経済産業省	環境省及び経済産業省における発電 所に関する環境アセスの簡素化・迅速 化等の検討内容。 特に、リブレースにかかる環境アセスに おいて、二酸化炭素に関しては、①新 たに設置する設備が利用可能な最良 の技術(BAT)となっているか、②国等 の計画との整合性がとれているか、と いう2つの観点から評価することとして いること(5頁)。